

特許権	判決年月日	令和元年 1 2 月 2 5 日	担当部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	平成 3 1 年(行ケ)第 1 0 0 2 7 号		
○ 名称を「椅子式マッサージ機」とする発明について、実施可能要件に適合するとは いえないとした事例。				

(事件類型) 審決 (無効・不成立) 取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法 3 6 条 4 項 1 号

(関連する権利番号等) 特許第 5 1 6 2 7 1 8 号

判 決 要 旨

1 本件は、名称を「椅子式マッサージ機」とする発明に係る特許の無効審判請求について、審決が、無効審判請求を不成立としたため、これを不服とする原告（請求人）が審決取消訴訟を提起した事案である。

本件の主たる争点は、実施可能要件適合性である。

2 本判決は、次のとおり判示して、審決を取り消した。

(1) 本件明細書には、〔1〕肘掛部の後部と背凭れ部の側部とを、「肘掛部全体が、前記背凭れ部のリクライニング動作に連動して、リクライニングする方向に傾くように」（構成要件 E）連結する連結手段については連結部 1 4 2 a による回動関係が、〔2〕肘掛部全体を座部に対して回動させる回動手段については回動部 1 4 1 a による回動関係が開示されているが、〔3〕背凭れ部をリクライニングするように座部に対し連結する連結手段の具体的な構成は記載されていない。また、本件明細書には、「背凭れ部のリクライニング角度に関わらず施療者の上半身における着座姿勢を保」つように（構成要件 F）、〔1〕肘掛部の後部と背凭れ部の側部とを、「肘掛部全体が、前記背凭れ部のリクライニング動作に連動して、リクライニングする方向に傾くように」連結する連結手段（構成要件 D、E）、〔2〕背凭れ部のリクライニング動作の際に上記の連結手段を介して肘掛部全体を座部に対して回動させる回動手段（構成要件 D）及び〔3〕背凭れ部をリクライニングするように座部に対し連結する連結手段（構成要件 D）の具体的な組み合わせの記載はない。

(2) 審決は、本件明細書の【図 4】は、背凭れ部が座部に対して回動し、背凭れ部に連結された肘掛部が回動するという事項（段落【0 0 5 4】、【0 0 5 5】）を概略的に図示したものであり、そのための「適宜の回動手段」「適宜の連結手段」については当業者が過度の試行錯誤なく適宜に行い得る程度のことであると認定する。

しかし、上記のとおり、本件においては、構成要件 D～F を充足するような、〔1〕肘掛部の後部と背凭れ部の側部を連結する連結手段、〔2〕肘掛部全体を座部に対して回動させる回動手段及び〔3〕背凭れ部を座部に対し連結する連結手段の具体的な組み合わせが問題になっており、したがって、これらの各手段は何の制約もなく部材を連結又は回動させれば足りるのではなく、それぞれの手段が協調して構成要件 D～F に示された機能を実現する必要がある。そうすると、このような機能を実現するための手段の選択には、技

術的創意が必要であり，単に適宜の手段を選択すれば足りるというわけにはいかないのであるから，明細書の記載が実施可能要件を満たしているといえるためには，必要な機能を実現するための具体的構成を示すか，少なくとも当業者が技術常識に基づき具体的構成に至ることができるような示唆を与える必要があると解されるところ，本件明細書には，このような具体的構成の記載も示唆もない。

本件明細書には，当業者が，明細書の発明の詳細な説明の記載及び出願当時の技術常識に基づいて，過度の試行錯誤を要することなく，本件発明 1 を実施することができる程度に発明の構成等の記載があるということとはできず，本件明細書の発明の詳細な説明の記載は，その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものとはいえない。